

市長会見の項目（概要）

と き：令和2年6月4日(木)14:00～

ところ：市政記者室

■ 「避難所開設・運営ガイドライン別冊（新型コロナ禍版）」を作成しました

<担当：住之江区役所協働まちづくり課（区長会議安全環境防災部会危機管理担当）

電話：06-6682-9684>

【フリップあり】

- ◆ 新型コロナウイルスに対して、緊急事態宣言は解除されたが、ワクチンや治療法が確立されていないため、引き続き警戒が必要である中、近年大きな被害をもたらしている大雨・台風の季節がやってくる。
- ◆ コロナ禍で多くの方が避難所に集まった場合、感染拡大防止には最も避けなければならない3密の状態になってしまう可能性が高い。
- ◆ そのため、避難所開設・運営にあたっては、「分離の徹底」を行う。
- ◆ 一つめの分離として、保健所の管理下にある方々と一般の避難者の方々の「避難先の分離」を徹底する。PCR検査の結果を待っている方や濃厚接触者の方は、災害時には可能な限り、自宅や宿泊施設など地域の避難所以外への避難をお願いする。なお、それが困難な場合には、区が指定する避難所に避難いただきたい。
- ◆ 二つめは、「避難所スペースの分離」である。避難所は、「一般スペース」と熱や咳のある方々のための「療養スペース」とに分離し、避難所にいる方が、熱咳等症状が強くなった場合は、速やかに相談センターなどに連絡し、結果に応じて迅速に対応する。
- ◆ 「避難所スペースの分離」をしながら「3密の防止」を行っていくために、「避難所開設・運営ガイドライン別冊（新型コロナ禍版）」を作成した。このガイドラインをもとに、各区役所・地域自主防災組織において地域の実情に応じた避難所運営を行い、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んでいく。
- ◆ ガイドライン別冊においては、避難所入口での健康チェックによる動線分離などを定めるほか、避難者一人あたりのスペースは概ね4㎡を基本とするため、避難所収容人数は従来の約4割になる。
- ◆ 市民の皆様には、コロナ禍での災害に備えて、次の点をお願いしたい。
- ◆ 自宅の災害リスクなどを確認し、自宅の安全が確認される場合は、自宅避難を最優先にお願いする。自宅避難が困難な場合でも、安全な地域にある親戚や知人宅への避難の検討をお願いしたい。ご不明な点などがあれば、区役所に問い合わせしてほしい。
- ◆ 避難所に避難する場合には、通常の非常持ち出し品に加えて、マスクや体温計なども持参してほしい。
- ◆ また、クラスター回避のため避難所開設期間はできるだけ短期としたいのでご理解・ご協力をお願いする。
- ◆ 市民の皆様と共に、総力をあげて、新型コロナ禍の災害を乗り越えていきたい。